

塩谷広域行政組合エコパークしおや
長期包括運営業務委託

基本協定書
(案)

2018年8月 日

塩谷広域行政組合

塩谷広域行政組合エコパークしおや長期包括運営業務委託
基本協定書（案）

塩谷広域行政組合と【 】グループの代表企業及び協力企業である【 】、【 】及び【 】（以下総称として「優先交渉権者」という。）は、塩谷広域行政組合エコパークしおや長期包括運営業務委託（以下「本業務」という。）に関する優先交渉権者の決定を確認すること、及び塩谷広域行政組合と本業務の遂行者（以下「運営事業者」という。）との間で締結される運営業務委託契約の締結に向けた塩谷広域行政組合と優先交渉権者双方の協力について定めることを目的として基本協定書（案）（以下「本協定書」という）を作成する。

（定義）

第1条 本協定書において次の各号に規定する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

用語	定義
(1) 組合	塩谷広域行政組合をいう。
(2) 運営事業者	組合と基本協定、長期包括運営業務委託契約を締結し、本業務を実施する者をいう。
(3) 本業務	塩谷広域行政組合エコパークしおや長期包括運営業務委託をいう。
(4) 運営業務委託契約	本施設の運営維持管理業務を行うため、基本協定に基づき、本業務の実施に関し、組合と運営事業者との間で締結される運営業務委託契約をいう。
(5) 運営業務委託契約書（案）	組合が2018年3月23日付で公表した「塩谷広域行政組合エコパークしおや長期包括運営業務委託契約書（案）」をいう。
(6) 提案書	プロポーザル実施要領に基づき優先交渉権者が2018年6月29日までに提出した本業務の実施に係る提案書類一式をいう。
(7) 実施要領	組合が2018年3月23日付で公表した「塩谷広域行政組合エコパークしおや長期包括運営業務委託プロポーザル実施要領」をいう。
(8) 本施設	塩谷広域行政組合次期環境施設整備事業で設計・建設されたエネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設の工場棟、管理棟のほか、ストックヤード棟、車庫棟、洗車棟、庁用車庫棟、駐車場、場外余熱利用施設、し尿処理施設内の受変電設備、構内道路、雨水調整池、燃料貯蔵所、配管、構内サイン、構内照明、植栽等の業務実施区域内の設備、建築物及びその付帯設備を含めていう。ただし、業務用地内の鉄塔は除く。
(9) 優先交渉権者審査基準書	組合が2018年3月23日付で公表した「塩谷広域行政組合エコパークしおや長期包括運営業務委託優先交渉権者審査基準書」をいう。
(10) 要求水準書	組合が2018年3月23日付で公表した「塩谷広域行政組合エコパークしおや長期包括運営業務委託要求水準書」をいう。

(11)実施要領等	組合が2018年3月23日付で公表した実施要領、要求水準書、優先交渉権者審査基準書、本協定書及び運營業務委託契約書(案)などの資料を総称している。
-----------	---

(基本的合意)

- 第2条 組合は、【 】グループの代表企業たる【 】と協力企業の【 】、【 】及び【 】を、本業務の実施に関して、優先交渉権者として決定する。
- 2 優先交渉権者は、本業務を実施する運營業務者の選定手続において、組合が実施要領等に提示した条件(以下「提示条件」という。)を遵守のうえ、組合に対して提案書を提出したものであることを確認する。
- 3 優先交渉権者は、提案書の一部が提示条件に合致しない場合には、組合がその裁量によりこれを判断することを確認する。
- 4 優先交渉権者は、運營業務委託契約の締結前であっても、運營業務者の責任で本業務のスケジュールを遵守するために必要な準備行為を行うものとし、組合は、必要かつ可能な範囲において当該準備行為に協力するものとする。

(業務内容の確認)

- 第3条 優先交渉権者は、本業務を要求水準及び提示条件で問題なく履行することを示すため、別紙1 塩谷広域行政組合エコパークしおや長期包括運營業務委託内容確認書(以下「業務内容確認書」という。)を組合へ提出することとする。業務内容確認書は2018年8月3日までに組合へ提出するものとする。

(優先交渉権者の現地確認期間等)

- 第4条 優先交渉権者は、第3条に示す業務内容確認書を提出するために、本施設及び書類等を確認し運営上必要となる情報を得て、運營業務委託契約締結後において契約内容に応じた運営が問題なく行えるかを確認することができる。
- 2 優先交渉権者は、現地確認を行う場合は、提案条件に基づき組合と協議のうえ組合が認めた範囲において現地確認を行うことができる。

(運營業務委託契約についての協議)

- 第5条 組合及び優先交渉権者は、提示条件、提案書及び運營業務委託契約書(案)に基づき、運營業務委託契約の締結に向けて誠実に協議するものとし、可及的速やかな運營業務委託契約の締結に向けて最大限の努力を行うものとする。
- 2 組合及び優先交渉権者は、運營業務委託契約に関し、提示条件及び提案書によっても不確定な事項については、実施要領等において示された本業務の目的に照らし協議するものとする。
- 3 組合及び優先交渉権者は、別紙2に記載のスケジュールに従って、2018年9月28日までに、運營業務委託契約を締結することを目途とし、協議するものとする。
- 4 組合及び優先交渉権者は、運營業務委託契約締結後も本業務の遂行のために協力するものとする。

(運營業務委託契約の不成立)

- 第6条 組合及び優先交渉権者は、運營業務委託契約の締結に至らなかった場合、既に組合及び優先交渉権者が本業務の準備に関して支出した費用を各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。ただし、運營業務委託契約の締結に至らなかったことに帰責事由が

あるときは、相手方に対して、損害賠償義務を負う。なお、優先交渉権者側に帰責事由がある場合には、優先交渉権者全員で連帯して損害賠償義務を負担するものとする。

(本協定書の有効期間)

第7条 本協定書の有効期間は、本協定書の締結の日から運營業務委託契約締結が終了するまでとする。

(秘密保持)

第8条 組合及び優先交渉権者は、この協定に関する情報を、相手方の同意を得ないで第三者に開示しないこと、及びこの協定の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、裁判所その他公的機関により開示が命ぜられた場合、塩谷広域行政組合情報公開条例その他法律・条例等に基づき開示する場合及び組合の議会から求めがあった場合は、この限りでない。

(準拠法及び裁判管轄)

第9条 この協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、この協定に関する一切の裁判の第一審専属管轄権は、宇都宮地方裁判所に属するものとする。

【別紙 2】（5 条関係）又は（第 5 条 3 項関係）

塩谷広域行政組合と優先交渉権者の運營業務委託契約締結までの予定は次のとおりである。

2018 年 8 月 3 日	基本協定書の締結
2018 年 9 月 14 日	運營業務委託契約の契約協議終了 (契約内容の確定)
2018 年 9 月 28 日	運營業務委託契約の締結